

広島県告示第百二十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和五年二月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

岡田地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

福山市	沼隈町	上山南	岡田	地番	標柱番号
				三二八番	標柱一号
				三二四番	標柱二号
				三二五番	標柱三号
				七二八四番二	標柱四号
				甲三三二番	標柱五号
				三三二番一	標柱六号

次に掲げる土地に存する標柱七号から十五号までを順次結んだ線及び標柱七号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

福山市	沼隈町	上山南	岡田	地番	標柱番号
				三二七番	標柱七号
				七二八六番	標柱八号及び九号
				七二八七番一 七二八七番四	標柱一〇号及び一一号
				三四七番一	標柱一二号

三四一番一	三四六番	三四五番
標柱一五号	標柱一四号	標柱一三号